

## 議案第38号

### 栗山町高齢者介護福祉金支給条例の一部を改正する条例

栗山町高齢者介護福祉金支給条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（支給対象者の特例）

- 3 平成28年度に限り、第2条第4号の規定の適用については、同号中「80万円」とあるのは、「120万円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。